

阿賀野市特定事業主行動計画の実施状況

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき、令和5年度における取組みの実施状況を公表します。

■指標と状況

		目標値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性の活躍	係長以上の割合	30 %	24 % (H28.4.1 消防を除く)	25 % (H29.4.1 消防を除く)	29 % (H30.4.1 消防を除く)	34.1 % (H31.4.1 消防を除く)	37.5 % (R2.4.1 消防を除く)	39.7 % (R3.4.1 消防を除く)	39.2 % (R4.4.1 消防を除く)	38.1 % (R5.4.1 消防を除く)	39.7 % (R6.4.1 消防を除く)	37.6 % (R7.4.1 消防を除く) 29.2% (消防含む)
男性の子育て参加	配偶者出産休暇の取得	100 %	33 % (H28.1.1～ H28.12.31)	43 % (H29.1.1～ H29.12.31)	75 % (H30.1.1～ H30.12.31)	58.3 % (H31.1.1～ R1.12.31)	40.0 % (R2.1.1～ R2.12.31)	80.0 % (R3.1.1～ R3.12.31)	50.0 % (R4.1.1～ R4.12.31)	71.4 % (R5.1.1～ R5.12.31)	77.8 % (R6.1.1～ R6.12.31)	91.7 % (R7.1.1～ R7.12.31)
	男性職員の育児参加休暇	100 %	33 % (H28.1.1～ H28.12.31)	14 % (H29.1.1～ H29.12.31)	50 % (H30.1.1～ H30.12.31)	33.3 % (H31.1.1～ R1.12.31)	40.0 % (R2.1.1～ R2.12.31)	60.0 % (R3.1.1～ R3.12.31)	50.0 % (R4.1.1～ R4.12.31)	71.4 % (R5.1.1～ R5.12.31)	55.6 % (R6.1.1～ R6.12.31)	58.3 % (R7.1.1～ R7.12.31)
	男性職員の育児休業取得	20 %	0 % (H28.1.1～ H28.12.31)	0 % (H29.1.1～ H29.12.31)	0 % (H30.1.1～ H30.12.31)	8.3 % (H31.1.1～ R1.12.31)	40.0 % (R2.1.1～ R2.12.31)	0 % (R3.1.1～ R3.12.31)	0 % (R4.1.1～ R4.12.31)	28.6 % (R5.1.1～ R5.12.31)	88.9 % (R6.1.1～ R6.12.31)	75.0 % (R7.1.1～ R7.12.31)
年次有給休暇等の取得促進	課長補佐級以上の年間平均取得日数	10 日	9.0 日 (H28.1.1～ H28.12.31)	9.3 日 (H29.1.1～ H29.12.31)	9.2 日 (H30.1.1～ H30.12.31)	8.5 日 (H31.1.1～ R1.12.31)	8.1 日 (R2.1.1～ R2.12.31)	8.3 日 (R3.1.1～ R3.12.31)	7.4 日 (R4.1.1～ R4.12.31)	9.0 日 (R5.1.1～ R5.12.31)	10.4 日 (R6.1.1～ R6.12.31)	10.0 日 (R7.1.1～ R7.12.31)
	全職員における年間平均取得日数	12 日	9.8 日 (H28.1.1～ H28.12.31)	9.4 日 (H29.1.1～ H29.12.31)	9.7 日 (H30.1.1～ H30.12.31)	9.5 日 (H31.1.1～ R1.12.31)	9.1 日 (R2.1.1～ R2.12.31)	9.7 日 (R3.1.1～ R3.12.31)	10.0 日 (R4.1.1～ R4.12.31)	12.0 日 (R5.1.1～ R5.12.31)	12.7 日 (R6.1.1～ R6.12.31)	11.9 日 (R7.1.1～ R7.12.31)
	夏季休暇取得日数	5 日	4.8 日 (H28.1.1～ H28.12.31)	4.8 日 (H29.1.1～ H29.12.31)	4.8 日 (H30.1.1～ H30.12.31)	4.8 日 (H31.1.1～ R1.12.31)	4.9 日 (R2.1.1～ R2.12.31)	4.9 日 (R3.1.1～ R3.12.31)	4.8 日 (R4.1.1～ R4.12.31)	4.9 日 (R5.1.1～ R5.12.31)	5.0 日 (R6.1.1～ R6.12.31)	5.0 日 (R7.1.1～ R7.12.31)
時間外勤務の縮減			人事院指針である一人当たり時間外上限 年間360時間以内(月30時間以内)				一人当たり時間外上限 年間360時間以内、月45時間以内					

■取組内容

- ・「職員の子育て応援ブック」を改訂し、子育て支援制度の周知と利用促進を図った。
- ・子どもが生まれる(もしくは生まれた)男性職員との個別面談や育児休業を取得した男性職員の体験談の周知により、制度の利用促進を図った。
- ・ノー残業デーを庁内掲示板で継続的に周知し、時間外勤務の縮減に努めた。また所属長へ課員の退庁状況を確認するよう毎月通知し、退庁が遅い職員について改善するよう促した。
- ・有給休暇取得促進月(11・12月)を設定し、所属長を通じて取得勧奨を行った。